

相続人代表者指定届兼固定資産現所有者申告書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

吉備中央町長 様

被相続人にかかる徴収金の賦課徴収(滞納処分)を受ける代表者として、下記のとおり指定しましたので、提出します。

また、固定資産を現に所有する者として地方自治法第74条の3の規定により、現所有者を次のとおり申告します。

相続人(現所有者)の代表者は、納税通知書等の送り先となります。
 ※法定相続人全員で協議のうえ中、代表者をお選びください。

被相続人 (固定資産台帳の所有者) 〔亡くなられた方〕	フリガナ	キビチュウオウ タロウ										死亡年月日	
	氏名	吉備中央 太郎										令和3年1月1日	
	死亡時の住所	吉備中央町豊野1番地2											
相続人代表者 (現所有者の代表者)	フリガナ	キビチュウオウ イロウ										被相続人との続柄	
	氏名	吉備中央 一郎										子	
	個人番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	1		2
	住所	〒716-1101 吉備中央町豊野1番地2											
生年月日	平成 3年 3月 3日										電話(0866) 54-1313		
相続人 (現所有者) ※代表者を除く	氏名	吉備中央 花子										住所	被相続人との続柄
	住所	吉備中央町豊野1番地2										妻	
	氏名	吉備中央 二郎										住所	子
	住所	岡山市北区内山下二丁目4番6号										子	
氏名	加賀 月子										住所	子	
住所	吉備中央町下加茂1073番地1												
摘要	相続人代表者以外の相続人全員の署名をお願いします。遠方等により署名が困難な場合、本人の了承を得ただけであれば代筆で構いません。 法定相続人の例を裏面に記載しておりますので参考にしてください。 この届出には、次の被相続人等に関するものを提出します。												

※ 相続人代表者以外の相続人の署名(代筆可)をお願いします。
 相続人欄に署名のある方については、本人の了解を得たものとみなします。
 なお、この申告により不動産登記の所有者が変更になることはありません。

<町処理欄> (この欄は、記入の必要はありません。)

		固免・固・普・軽・国		入力： 担当： 備考：
		固免・固・普・軽・国		
		固免・固・普・軽・国		
		固免・固・普・軽・国		

相続人代表者指定届兼固定資産現所有者申告書について

1 相続があった場合の納税義務について

町税等の納税義務がある方が亡くなられた場合には、地方税法第9条の規定により、その相続人の方全員が納税義務者（連帯納税義務者）となります。

2 相続人代表者とは

亡くなられた方（被相続人）にかかる町税等の納税通知書や過誤納金が生じた場合の還付に関する書類等を受け取っていただく相続人の代表者の方をいいます。

3 所有権について

この申告書の提出は、被相続人（亡くなられた方）の名義（所有権）が変わるものではありません。また、相続人代表者になられても、それぞれの相続する権利には、なんら影響を与えるものではありません。

4 相続人代表者の変更について

相続人代表者は、いつでも変更することができます。今回指定させていただいた代表者の変更が必要な場合は、「相続人代表者変更指定届兼固定資産現所有者変更申告書」を町へ提出いただきますようお願いいたします。

5 法定相続人の例（相続人の範囲と順位等）

- (1) 配偶者…亡くなられた方の配偶者は、常に相続人となります。
- (2) 第1順位の相続人…亡くなられた方のお子さまは、第1順位の相続人となります。
- (3) 第2順位の相続人…亡くなられた方の直系尊属（父母、祖父母など）は、第1順位の相続人およびその*代襲相続人がいない場合に限り、相続人となります。
- (4) 第3順位の相続人…亡くなられた方のご兄弟・ご姉妹は、第1順位の相続人およびその*代襲相続人・第2順位の相続人がいない場合に限り、相続人となります。

*代襲相続人…法定相続人になるべきお子さまやご兄弟・ご姉妹が先に亡くなられている場合には、そのお子さまが相続人になります。

